

居宅介護支援 きらら介護サービス亀有 運営規程

1 条(事業の目的)

株式会社グッドスタッフが開設するきらら介護サービス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2 条(運営の方針)

1. 事業所の介護支援専門員等は利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたって援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
3. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 きらら介護サービス亀有

所在地 東京都葛飾区青戸 8-9-16

3. 利用者による居宅サービスの選択に資するよう当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上でサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
4. 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
5. 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても利用者が介護保健施設等への入所等を希望した場合は介護保健施設等への紹介その他便宜を提供する。
6. 課題の分析について使用する課題分析票は、MDS 方式等を用いる。
7. 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況（以下「モニタリング」）を把握するとともに、少なくとも月1回訪問することにより利用者の課題把握を行い居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い少なくとも1カ月に1回モニタリングの結果を記録する。
8. 介護支援専門員は必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し担当者から意見を求めるものとする。
9. 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じるものとする。
10. 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。事業所から、通常の事業の実施地域を超え1 km毎に 100 円前項の費用の支払を受けられる場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

7 条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は葛飾区、足立区、墨田区とする。

10 条 （虐待防止に関する事項）

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待の防止のための指針を整備する。
4. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
5. 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
6. 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

11 条 （パワハラ、セクハラの防止に関する事項）

1. 事業者は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
2. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業員に周知・啓発する。
3. 相談に対応する担当者をあらかじめ定める事により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め従業員に周知する。

12 条 （業務継続計画(BCP)の策定に関する事項）

1. 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。